

# 生分解性マルチ導入支援事業実施要領

令和8年3月16日 環農第1015号制定

## 第1 事業の趣旨

国では、みどりの食料システム戦略において、使用済みマルチ等のプラスチックの廃棄物を減らす環境負荷低減を実現するため、脱プラ生産資材の活用の取組を進めることとしている。生分解性マルチは、土壌中にすき込むことで微生物によって分解されることから、農業分野における廃プラスチックの削減に資する重要な資材である。

県では、千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（令和5年3月策定。以下、基本計画という）において、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出等の低減を含む環境負荷低減を進めることとしている。さらに、基本計画に基づいて、生分解性マルチ活用の取組をみどり認定として認定することで、県としても、生分解性マルチの取組拡大を推進している。

そこで、生分解性マルチの新規導入及びみどり認定で計画する生分解性マルチの取組拡大を目的に、生分解性マルチの導入を支援する。

本事業の実施については、生分解性マルチ導入支援事業補助金交付要綱（令和8年3月16日付け環農第1013号。以下、「交付要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 事業実施主体

交付要綱第2条別表1に定める事業実施主体は、交付要綱に定める者のほか、次に掲げる者とする。

- 1 団体の場合は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められていること。

## 第3 補助対象経費

交付要綱第2条別表1に定める経費は、「新たに導入する場合（以下、本事業で新たに導入する時期を初年度という。）」又は「初年度の事業実施計画において、翌年度に計画した取組面積拡大として新たに導入する場合」に必要な経費とする。

なお、対象とする生分解性マルチは生分解性プラ識別表示制度によるマーク取得製品に限る。

## 第4 事業の実施期間

交付要綱第4条に規定する、事業の着手は次のとおりとする。

### 1 事業着手

交付要綱第4条に規定する事業の着手は、導入する生分解性マルチの見積もりを徴取した日とする。なお、事業の着手は、原則として千葉県補助金等交付規則第4条の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けて行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交

付決定前に着手する必要がある場合は、その理由を明記した生分解性マルチ導入支援事業補助金に関する交付決定前着手届を別紙様式第1号により知事へ提出するものとする。

## 2 事業完了

事業完了日は、実施計画書（別紙様式第2号）3に記載のある農作物の栽培に要する生分解性マルチの圃場への展張を完了した日とする。ただし、生分解性マルチを新規導入する農作物の作型において、生分解性マルチの購入と圃場への展張が年度をまたいで行われることが一般的である等、やむを得ない事由がある場合に限り、生分解性マルチの納品日とする。なお、この場合には、圃場への展張後速やかに、生分解性マルチ導入支援事業展張完了報告書（別紙様式第4号）により知事に提出するものとする。

## 第5 事業の採択方針

第6の1の規定に基づき知事に提出された事業実施計画書について、下記の1～3に従い採択する。

- 1 別表の配分基準に掲げるものを優先的に採択することとし、採択においては、事業実施計画書ごとにポイントを算定し、ポイントが上位の計画から順に採択する。
- 2 優先採択の結果、要望額が残りの予算を超えた事業実施計画は、配分可能額の配分により採択する。
- 3 2の要望額が残りの予算を超えた事業実施計画が同ポイントで複数あった場合は、配分可能額を案分する。

## 第6 事業の実施

### 1 事業実施計画の審査及び承認

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙様式第2号）を作成し、別紙様式第2号により、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、事業実施主体から提出のあった事業実施計画書の内容を審査し、適当と認められる場合は、これを承認し、事業実施主体へ通知するものとする。
- (3) 事業実施主体は、交付要綱第3条の規程に基づき、交付申請書を提出する際に、知事から承認を受けた事業実施計画書を添付するものとする、

### 2 事業実施計画の変更

別表で定める事業実施計画の重要な変更は、前項の（1）、（2）の手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

## 第7 事業取組状況の報告

事業実施主体は、事業実施年度の翌年度の取組状況を、事業実施年度の翌年度末までに、別紙様式第5号により知事に提出するものとする。

## 第8 書類の経由

この実施要領により知事に提出する書類は、所管の農業事務所の長を経由して提出しなければならない。

## 第9 承認の取り消し

事業の承認を受けた事業実施主体（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。））が、交付要綱第2条第2項各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消す。

## 第10 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は知事が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

生分解性マルチ導入支援事業 配分基準

項目		ポイント
生分解性マルチの導入取組面積（団体）	10ha 以上	3
	5ha 以上 10ha 未満	2
	3ha 以上 5ha 未満	1
	3ha 未満	0
生分解性マルチの導入取組面積（みどり認定を取得した農業者）	80a 以上	3
	40a 以上 80a 未満	2
	24a 以上 40a 未満	1
	24a 未満	0
過去、本事業を活用したことがある。 ※団体、みどり認定を取得した農業者の 主体を問わない。	活用したことがある	0
	活用したことがない	2